

障害のある人のアートと著作権 平成29年2月18日

弁護士 田中啓義

第1 障害のある人の著作権の意義

- 1 著作権は人権である。そして、文化が成熟した社会における人権である。
それがいかなる人権かというならば、人格権（憲法13条）、財産権（憲法29条）、表現の自由（憲法21条）であり、ひいては幸福追求権（憲法13条）である。
- 2 著作権は、障害のある人にとって極めて重要な人権である。著作権は、障害のある人にとって、「人権」を、「平等を求めるための人権」から「自己を実現するための人権」へと発展させることのできる「人権」である。
- 3 障害福祉サービス事業所は、障害のある人にとって重要な人権の実現である著作権活動の支援を充実させなければならない。それは、障害のある人を単に擁護するのではなく障害のある人の自己実現を支援することである。具体的には、著作物を守ることのみならず、著作物を積極的に外部に発信することが必要である。
- 4 障害福祉サービス事業所が、障害のある人の著作権活動を支援するにあたって必要な心構えは、障害のある人の主体的権利性を最大限尊重することであるが、加えて、事業所の貢献度の適切な評価はするべきであるし、また、ひいては事業所の本来の理念たる共生社会・福祉社会の理念を実現しようとすることもまた必要であると思う。

第2 著作権の基礎知識

- 1 著作物とは＝著作権で保護される対象
 - (1) 定義
思想又は感情を創作的に表現したものであって、文学、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの
 - (2) 例示
小説、脚本、論文、講演、音楽、舞踊、無言劇、絵画、版画、彫刻、建築、図面、図形、映画、写真、プログラムなど
・工場や事業所で製作する実用品や工芸品は著作物か？ [Q1→別紙図](#)
 - (3) 二次的著作物
著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物・・・原著作物の著作者にも著作権あり
- 2 著作者とは＝著作権の享有主体
 - (1) 思想又は感情を創作的に表現した者
 - (2) 共同著作
 - (3) 職務著作

法人等の発意に基づいて、法人等の職務に従事する者が、職務上作成する著作物で、法人等名義で公表される著作物

・事業所で創作されるアートの著作者は誰か？ **Q 2**

3 著作権（広義）とは

(1) 著作者人格権

公表権、氏名表示権、同一性保持権

(2) 著作権（財産権）

複製権、上演権及び演奏権、公衆送信権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳・翻案権（※注）著作権はいろいろな権利の束である。各権利につき別々に処分できるので、具体的に考えること。

(3) 著作権の制限

私的使用のための複製、引用、教育目的の利用、営利目的でない上演・演奏など。

(4) 著作権と所有権の違い

・著作物の所有権を譲渡しても当然に著作物の著作権は譲渡されない。→別紙図

・CDや文庫本を購入した人はCDや文庫本を複製したり、複製物を頒布したり、複製物を譲渡できるか？ **Q 3**

・絵画を購入した人は画集に写真を載せて販売できるか？ **Q 4**

・また、絵画展を開催できるか？写真入パンフレットを作れるか？ **Q 5**

・著作物の所有権を譲渡すれば譲受人の譲渡を制限できない（譲渡権の消尽）

・CDや絵画を購入した人はネットオークションで売却できるか？ **Q 6**

・また、ネットオークションサイトにCDや絵画の写真を掲載できるか？ **Q 7**

4 著作権の譲渡・貸与（著作者の権利享受のため、文化発展のため）

(1) 譲渡契約

著作物、著作権の特定、対価

・対価は事業所の生産活動の工賃の範囲でよいのか？ **Q 8**

(2) 貸与契約

著作物、著作権の特定、対価

第2 事業所で創造されるアートの取り扱い

(1) 内部関係（著作者と事業所の関係）

① 取扱規定の作成（多数の相手方と契約するために画一的に作成するもの）

c f 就業規則、保険約款、クレジット約款

a 基本的な考え方の提示＝事業所が利用者の著作権を十分に理解していること、及び利用者の著作物を守り、更に著作物を積極的に外部に発信するために支援すること。

b 著作権・所有権の帰属＝著作物については基本的には利用者に帰属する。

c 利用者の著作権の内容＝出展、二次利用時の承諾権、氏名表示の承諾権

d 利用者の所有権の内容＝販売、管理、処分に関する承諾

- e 事業所の権能＝利用者の承諾のもと、事業所が事業所の名義で販売、出展、二次使用等を行えること。販売等の委託契約。 c f 宝石販売（所有権留保）、書籍販売（所有権移転）
- f 事業所の権益＝利用・販売における独占的な地位、対価の分配
- g 事業所の貢献＝著作活動に対する支援（材料提供、指導、制作場所提供など）、
展示・販売活動等に対する支援(広報宣伝、営業活動、人脈)
- h 対価の分配

- ・考え方の総論 e

- ・著作権、所有権を有する個人への還元
- ・事業所の貢献の評価
- ・福祉社会、共生社会の調和
- ・具体的な取り決め（上記考え方に従い、事業所が利用契約時において、事業者が利用者に提示し利用者が利用契約時にそれを承諾すること）
- ・取扱規定、個別的な契約書
- ・給与規定、対価分配の規定 販売・展示・貸与・二次使用

② 個別的な契約書の作成(取扱規定に沿って個別化)

a 所有権と著作権の確認

b 取扱規定に従うこと（重要部分は重ねて記載。承諾権、事業所の権能、対価）

c 契約

d 特約事項（ex 障害のある人の名義での販売等はあるか）

③ 個別作品の個別取扱に際する承諾書

④ 契約当事者と成年後見制度

- ・成年後見制度の意義（財産管理と療養監護）、成年後見人と職務、裁判所の監督
- ・成年後見人による契約が不可避なケースとそうでないケース
両親が障害のある人を十分に監護している場合、そうでない場合、監護者間で対立している場合、アートに高額な価格が付く場合

(2) 外部関係（著作者・事業所と取引先との関係）

販売契約書、展示契約書、二次利用契約書等々。事業所が利用者のために取引先から提示された契約書を検討しチェックする必要がある。

- a 事業所が契約主体となる。事業者の名義で契約する。
- b 取引の対象となる権利すなわち、所有権か著作権か、著作権として如何なる権利かの特定が必要である（著作権は全部又は一部を譲渡することができる）。
- c 譲渡か独占的貸与か非独占的貸与か。
- d 期限はあるか。
- e 利用方法などの特約。 ※但し、所有権譲渡に関しては譲渡権の消尽
- f 対価 生産数か販売数か。